

## 美作市創業支援等促進事業ステップアップ補助金

### 補助対象者(以下のすべてに該当する方)

#### 1 住所等要件

- ①スタートアップ支援事業分:開業の日において市内に住所を有する個人 又は 個人が法人を設立する場合、設立法人の主たる事業所が市内であること
- ②第二創業支援分:市内に住所を有しており現に市内で事業を営んでる個人 又は 市内に主たる事業所を有し現に市内で事業を営んでる中小企業者
- ③経営安定支援事業分:市内に住所を有しており現に市内で事業を営んでる個人 又は 市内に主たる事業所を有し現に市内で事業を営んでる中小企業者

2 大型店舗(売場又は営業面積が500平方メートル以上の店舗をいう。)により行うものでないこと。ただし、大型店舗に入居して行う場合は、この限りでない。

3 みまさか商工会の会員であること又はみまさか商工会の会員となる意思があること。

みまさか商工会の経営指導を受けていること又は受ける意思があること。

4 フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく届出を要する事業を営む者でないこと。

6 政治活動又は宗教活動を行おうとする者でないこと。

7 納期の到来した市税を完納している者であること。

8 地域産業の振興及び育成並びに産業活力の向上を図り継続が見込まれる事業を行おうとする者であること。

### 補助メニュー・対象経費等

※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る。)、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づき組合等)、地縁団体及び任意団体は、対象となりません。

補助区分	①スタートアップ支援事業	②第二創業支援事業	③経営安定支援事業
補助対象者等概要	これから新規創業に取組もうとする個人を対象に、創業初期に必要な経費の一部を補助	市内で創業後5年以上継続して事業を営んでいる個人又は中小企業者を対象に、第二創業に必要な経費の一部を補助	○前年度までに①又は②の交付を受けた個人・中小企業者 又は ○上記に非該当、かつ、創業後5年以内の事業を営んでいる個人・中小企業者を対象に、経営安定に必要な経費の一部を補助
補助対象経費(主なもの)	○事務所等新築・改築工事費(市内業者施工に限る) ○備品(汎用性がなく、補助事業の実施に直接必要なものに限る。)の購入費 ○新規創業のために必要なキッチンカー及び移動販売車の購入等に係る費用(使用目的が補助事業の遂行に必要なものとして特定できる車両に限る。) ○販路開拓・拡大経費 ※1 ○デジタル化推進経費 ※2	○第二創業のために必要なキッチンカー及び移動販売車の購入等に係る費用(使用目的が補助事業の遂行に必要なものとして特定できる車両に限る。) ○販路開拓・拡大経費 ※1 ○デジタル化推進経費 ※2	○販路開拓・拡大経費 ※1 ○デジタル化推進経費 ※2
補助額上限	60万円	50万円	20万円
補助率	2/3 以内	2/3 以内	2/3 以内
交付限度回数	1事業者につき1回	1事業者につき1回	①スタートアップ支援事業分又は②第二創業支援分の交付を受けた方は、その交付の翌年度及び翌々年度の計2回まで。上記以外で、創業後5年以内の事業を営んでいる方は1回まで。 ※③の後に②の交付を受けた場合は合計2回まで。
個別要件	○個人事業主として創業する場合は新規の開業届、個人が法人を設立する場合は新規の法人登記を伴う新規創業であること。 ○市内に新たに事業所を開設すること。	○現に営む業種とは異なる業種の事業を市内で営むこと(日本標準産業分類の中分類において異なる事業であること) ○創業の日から5年以上継続して事業を営んでいること。	○前年度までに①又は②の交付を受けていること 又は ○創業後5年以内の事業を営んでいること

①②の交付を受けた方は、その翌年度及び翌々年度に③を申請することができます。

※1 看板外注経費、チラシ・パンフレット等の外注経費、DM・新聞・雑誌・インターネット(SNSを含む。)の広告掲載料、自社ホームページの新規作成・更新、自社PR動画制作の編集外注経費、見本市及び商談会等のイベント出展に伴う経費  
※2 ソフトウェアの購入及び電子決済用レジ端末の導入経費(電子決済用レジ端末以外のハード機器類及びタブレット端末は一律補助対象外)

## 申請手続

### ① 事前相談

事業着手前に、みまさか商工会又は美作市役所商工政策課まで事前相談をしてください。補助制度の概要を説明いたします。

### ② 事業計画の作成

みまさか商工会の支援を受けて「事業計画」を作成してください。みまさか商工会の経営指導員等が事業計画の作成についてアドバイスをを行い、金融機関等との連携を図りながら各種資金計画とあわせ事業計画のブラッシュアップを行います。

### ③ 交付申請

以下の提出書類を添えて美作市へ提出していきましょう。

(必須)

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 市税完納証明書
- 住民票の写し(個人)
- 登記事項証明書及び定款の写し(法人)
- 見積書(補助対象とした経費に係る全て)
- 補助金申請に関する誓約書

(該当のみ)

- 工事箇所現状写真
- 工事図面(位置図、立面図、平面図)
- 購入予定備品の内容がわかる書類(カタログ等)
- 販路開拓・拡大の内容を確認できる書類
- デジタル化推進の内容を確認できる書類
- みまさか商工会加入に関する誓約書
- 創業の日が確認できる書類の写し(第二創業)

### ④ 内容審査・交付決定

美作市において交付申請の内容を審査した後、補助金交付の可否を決定し通知します。

### ⑤ 事業実施

交付決定通知書の交付以降に、事業に着手してください。

**【注意！】交付決定前に事前着手したものは補助金対象外となります。**

### ⑥ 実績報告

事業完了し支払い等が全て完了した後に、以下の書類を提出し実績報告を行ってください。

**【注意！】事業完了日から20日後 又は 補助年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出してください。**

(必須)

- 補助金等実績報告書
- 交付決定通知書(写)
- 事業実績書(任意様式)
- 収支決算書
- 領収書又はこれに代わる書類(写)

(該当のみ)

- 工事完成図面
- 写真(工事箇所・購入備品等)
- みまさか商工会加入申込書(写)
- 開業届(写)
- 法人登記簿及び定款(写)

### ⑦ 内容審査・補助金額確定、補助金請求

美作市において実績報告の内容審査の後、補助金交付確定額を通知します。

その後、請求書を市役所に提出してください。当該請求書記載の指定口座に補助金を振り込みます。

#### 【注意事項】

- 交付決定(上記④)以前に着手した事業内容については、補助対象外となります。本補助金を活用する場合は必ず交付決定後に事業着手してください。
- 本補助金は単年度交付によるものです。従って、交付決定年度の3月末までに補助事業を完了する必要があります。
- 表面の補助対象経費は一例を示したものです。具体的には事前相談時や事業計画作成時に相談してください。
- 本補助金は美作市の予算の範囲内で執行するものです。従って、申請状況によっては、年度途中で申請受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

■ 美作市役所 産業政策部商工政策課 TEL 0868-72-6695

■ みまさか商工会

TEL 0868-73-6520